

地方独立行政法人法 第40条

- 中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて次期の中期計画期間に定める業務の財源に充てることができる。
- 設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

次期中期目標期間への繰越の考え方

- 以下のいずれかの要件に合致する場合、次期中期目標期間への繰越を承認する。
 - 当該中期目標期間中に経営努力を認定し、目的積立金として整理した額（最終事業年度において経営努力と認められる額を含む）
 - 災害等法人の責に帰せない理由により期中の使用が不可能となった場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額

なお、承認の前提として、東京都地方独立行政法人評価委員会が行う法人の中期目標期間に係る業務実績評価の項目別評価において、「1 中期目標の達成状況が良好である。」もしくは「2 中期目標の達成状況が概ね良好である。」の評価が、評価項目のおおむね80%以上であることを条件とする。

- 以下については次期中期目標期間への繰越を認めず、都に納付するものとする。
 - 当該中期目標期間中に経営努力として認められず、積立金として整理された額（ただし、上記②を除く）

